

令和4年第2回定例会

# 東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和4年11月28日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

# 令和4年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

## 目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○開会及び開議の宣告	4
○広域連合長のあいさつ	4
○議席の指定	4
○諸般の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	5
し の 浩 司 議員	5
田 中 美 穂 議員	9
○認定第1号及び認定第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第9号及び議案第10号の一括上程、説明、採決	16
○議案第11号～議案第19号の一括上程、説明、採決	18
○議案第20号及び議案第21号の一括上程、説明、採決	20
○閉会の宣告	21
○会議録署名	23
○議決結果	25
○議席表	27

令和4年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和4年11月28日 午後2時00分開議

出席議員（25名）

1番	池田	ともり	3番	鵜飼	雅彦
4番	田中	としかね	5番	水島	道徳
7番	山本	香代子	8番	渡辺	裕一
9番	田島	けんじ	10番	湯本	良太郎
11番	斎藤	竜一	14番	志村	博司
16番	工藤	哲也	18番	篠原	有加
19番	内藤	美貴子	20番	田中	美穂
21番	五十嵐	京子	22番	吉本	ゆうすけ
23番	鈴木	洋子	24番	清水	あづさ
25番	佐野	久美子	26番	高柳	貴美代
27番	武藤	政義	28番	しの	浩司
29番	中村	庄一郎	30番	山寄	源重
31番	坂上	長一			

欠席議員（6名）

2番	木村	克一	6番	加藤	拓
12番	大熊	昌巳	13番	島村	高彦
15番	藤井	たかし	17番	福本	光浩

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	山崎	孝明	副広域連合長	武井	雅昭
副広域連合長	杉浦	裕之	副広域連合長	大井	哲爾
総務部長	新井	樹夫	保険部長	佐藤	智恵
総務課長	西谷	淳	企画調整課長	大関	久美子
管理課長	白鳥	幹明	保険課長	中澤	功志
債権管理課長	大田	修一	会計管理者	原田	茂実

代表監査委員 清水 耕 次

選挙管理委員会  
書記 長

大 関 久美子

### 職務のため出席した者の職氏名

書記長 西 谷 淳 書記 岩 月 稔 将  
書記 秋 山 英 樹 書記 高 橋 朋 子  
書記 有 海 翔

### 議事日程

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 一般質問
- 第 3 認定第 1 号 令和 3 年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 2 号 令和 3 年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 9 号 令和 4 年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 10 号 令和 4 年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 11 号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の高齢者部分休業に関する条例
- 第 8 議案第 12 号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 13 号 東京都後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 14 号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 15 号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 16 号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 第 1 3 議案第 1 7 号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 議案第 1 8 号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 議案第 1 9 号 東京都後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

#### 追加議事日程

- 第 1 議案第 2 0 号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第 2 1 号 東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

#### 会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開会

○池田議長 ただいまから令和4年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は25名です。

欠席の届出は、2番、木村議員、6番、加藤議員、12番、大熊議員、13番、島村議員、15番、藤井議員、17番、福本議員、以上の6名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

また、議案説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、広域連合長以下、関係職員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

初めに、広域連合長より発言の申出がございますので、許可をいたします。

山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 広域連合長の山崎でございます。

第2回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本年10月から、後期高齢者医療制度発足以来の大きな制度改正となる窓口負担2割の導入が始まりました。大きな混乱もなくスタートできましたことは、都内62市区町村及び関係団体の皆様のご協力の賜物と感謝いたしております。

今後も国では持続可能な社会保障制度を構築する観点から、給付と負担のバランス、現役世代の負担上昇の抑制、保険料賦課限度額の引上げなど能力に応じた負担の在り方等、社会保障制度全般にわたっての総合的な検討を進めていくこととしております。

こうした中で、本広域連合は国における検討状況を注視し、62市区町村と情報共有の上、後期高齢者の方が安心して医療を受けられる制度の適正な運営に引き続き努めてまいります。

本定例会では、令和3年度決算の認定案2件、令和4年度補正予算案2件、追加議案を含め条例案11件を提出させていただいております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○池田議長 次に、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席につきましては、会議規則第3条第2項の規定により、本日お手元に配付いたしました議席表のとおり指定をいたします。

次に、書記長より諸般の報告をいたします。

書記長。

○西谷書記長 それでは、本日議場配付いたしました文書等につきましてご報告いたします。

1点目。東京都後期高齢者医療広域連合議会議席表。

2点目。令和4年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会に係る議案等の送付について。

これにより追加議案の提出がございました。

3点目。令和4年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程（第1号）。

4点目。令和4年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会発言通告表。

5点目。令和4年度定期監査報告書。

6点目。令和4年7月分から10月分までの例月出納検査の結果について。

7点目。令和3年度における公文書の公開の実施状況について。

8点目。令和3年度における個人情報保護制度の実施状況について。

9点目。東京都後期高齢者医療広域連合債権管理条例第15条の規定により放棄した東京都後期高齢者医療広域連合の債権に関する報告について、でございます。

この配付をもって内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承お願いいたします。

報告は以上でございます。

○池田議長 次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定に基づき、7番、山本香代子議員、24番、清水あづさ議員を指名いたします。

これより、本日お手元に配付いたしました議事日程に従い、議事を進行いたします。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○池田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2、一般質問を行います。

発言の通告がございましたので、お手元に配付いたしました発言通告表に記載された順序に従い、自席にて発言をお願いいたします。

なお、円滑な進行を図るため、質問、答弁ともに簡明にさせていただくよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

発言を許可いたします。

28番、しの浩司議員。

○しの議員 皆さん、こんにちは。狛江市のしの浩司でございます。

令和4年第2回定例会に当たり、通告に従って一般質問をさせていただきます。

後期高齢者医療制度が施行されてから15年目になりましたが、制度開始からこれまで安定的に運営

されてこられたことを高く評価いたします。しかし、その一方で団塊の世代の後期高齢者への移行など、広域連合を取り巻く状況は大きく変化しています。本年10月からは窓口2割負担の開始など大きな制度改正が行われましたが、後期高齢者の方々に引き続き安心して医療を受けていただくためには、適切な運営が一層求められるとの考えから質問をさせていただきます。

まず、令和3年度の広域連合の取組について3点お伺いをいたします。

1点目、令和3年度の決算について。令和3年度は令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年度でありましたが、令和3年度の医療給付費と1人当たり医療給付費の実績をどのように評価しているのかお伺いいたします。

2点目、医療費適正化についてお伺いをいたします。医療給付費の一層の増加が見込まれる中においては、被保険者や現役世代に負担をお願いするだけではなく、広域連合として医療給付費の伸びを抑制すること、また、無駄をなくす医療費の適正化が重要と考えますが、医療費適正化事業の成果についてお伺いをいたします。

3点目、適正な債権管理を進めるため、令和3年度に債権管理課を新たに設置しています。債権管理課設置の効果、成果についてお伺いをいたします。

次に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について2点お伺いいたします。

1点目、10月から窓口2割負担が始まりました。これにより後期高齢者の皆様が混乱することのないよう丁寧な周知をお願いしておりましたが、窓口2割負担開始後の状況についてお伺いをいたします。

2点目、現在、高所得者の後期高齢者医療保険料の年間上限額を14万円引き上げること、出産育児一時金の財源として後期高齢者にも負担を求めることなど、医療保険制度の見直しなど国の動きが報道をされております。今後、後期高齢者医療制度の動向について広域連合としてどのように捉えているのかをお伺いいたします。

○池田議長 それでは、答弁を求めます。

保険部長。

○佐藤保険部長 しの議員のご質問にお答えをいたします。

まず、令和3年度の取組についての1点目、医療給付費と1人当たり医療給付費についてお答えいたします。

令和3年度の医療給付費は約1兆3,631億円、前年度比633億円、4.9%の増、1人当たりでは約85万5,000円で前年度から約3万4,000円、4.2%の増となりました。医療給付費、1人当たり医療給付費ともにコロナ禍前の令和元年度の水準近くまで回復しており、受診控えは一定程度改善しているものと考えております。

2点目、医療費適正化の取組についてお答えいたします。

令和3年度は第3期データヘルス計画に基づく事業を実施いたしました。特にジェネリック医薬品使用促進事業では、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担額の軽減が見込まれる方に対し、差額通知を約58万5,000通送付したことに加え、新たに睡眠薬等のみを服薬している方にリーフレットを約4万6,000通送付いたしました。その効果として、41.7%の方がジェネリック医薬品に切り替えております。また、1か月の効果額として6億2,900万円ほどの医療費の抑制ができております。

3点目、債権管理課設置の効果、成果についてお答えをいたします。

当広域連合では、債権管理の一層の適正化及び公正かつ円滑な行財政運営を目的とし、令和2年に債権管理条例を制定するとともに、医療機関等からの不正請求の増加などを背景に、それまでの保険課点検係を母体として令和3年度より債権管理の専管組織として債権管理課を設置し、困難事案に対して法的措置も含めた取組を進めております。医療機関等による不正請求事案については、令和2年度より引き続き事案を含め、これまでに6,300万円あまりを回収した他、第三者行為求償事案については、令和3年度は4件、今年度は1件の訴えを提起いたしました。引き続き適切な対応をしております。

次に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況についてお答えいたします。

1点目の窓口2割負担開始後の状況でございます。開始後、被保険者の方からご意見、ご質問をいただいております。しかし、市区町村、医療機関等にご協力をいただき、負担割合見直しのポスターを掲示した他、保険証送付時等にリーフレットを合わせて送付するなど丁寧な周知に努めたこと及び個々の状況に応じて適正な説明に努めていること等から、現在まで大きな問題は発生しておりません。また、厚生労働省もコールセンターを設置しております。質問によってはそちらをご案内するなど、国と連携した取組を進めているところであります。

最後に、今後の後期高齢者医療制度の動向をどのように捉えているかについてお答えをいたします。

令和3年、2021年の出生数は国の調査開始以来最小となる約81万1,600人となりました。人口減少、少子化、高齢化は今後ますます進むものと考えられます。さらには、団塊ジュニア世代が高齢化を迎える2040年には、全人口に占める65歳以上の割合は約35%と推計されており、3人に1人が高齢者の時代を迎えます。少子高齢化は後期高齢者医療制度を担う広域連合の運営にも影響を与えることが予想されます。

このような状況の中、後期高齢者医療制度を持続可能な制度とするため、国は様々な見直し、検討を行っているものと認識しております。今後の国の動向に注視するとともに、必要に応じて国や関係機関と協議等するなど、制度の安定的な運営に努めていきたいと考えております。

○池田議長　しの議員。

○しの議員　ご答弁ありがとうございます。令和3年度の医療給付費、1人当たり医療給付費は共に前年度を上回り、コロナ禍前の令和元年度の水準近くまで回復しているということで、受診控えは

一定程度改善していることが分かりました。医療費適正化の事業では効果のある事業を実施していること、また、債権管理課の成果も確認できましたので、引き続き取組を進めていただきたいと思います。窓口2割負担についても丁寧な周知、これに努めていただき、現在まで大きな問題が生じていないことが分かり、これについては非常に安心をしております。

さて、社会保障制度、後期高齢者医療制度の動向に対する広域連合の認識をお伺いいたしました。安定的な運営のため、国の動向に注視し、必要に応じて国や関係機関と協議等を行う、このように今お聞きをいたしました。協議等に当たっては、広域連合の立場からだけではなく、被保険者や医療機関など様々な立場の方の意見を聞き、それを反映させていくことも重要であると考え、様々な立場の方の意見を聞く機会が必要と思いますが、この考えについてどのように思うかお伺いをいたします。

○池田議長 保険部長。

○佐藤保険部長 ご質問にお答えをいたします。

広域連合では、市区町村に寄せられる被保険者のご意見を課長会、担当者会議などの場を通じて把握し、施策に生かしております。また、直接ご意見を聞く機会といたしまして医療懇談会を設置しております。医療懇談会は重要な計画の策定や保険料算定を主な所掌事務としており、これらに対して被保険者や医療関係者などの現場の声や意見を伺える貴重な場となっております。高齢化の進展に合わせて人口が減少する中、後期高齢者医療制度を適切に運営するには、議員のご指摘のとおり多様な意見を今後の運営や施策に反映することが一層重要になると考えております。

特に医療給付費の約4割を現役世代の支援金によって運営される後期高齢者医療制度では、現役世代の方の意見を聞くということも重要であると考えております。こうした方が懇談会に参加され意見を伺えるような仕組みも含めまして、医療懇談会の在り方の見直しが必要と考えております。

○池田議長 しの議員。

○しの議員 ご答弁ありがとうございます。医療給付費の約4割を現役世代が負担している後期高齢者医療制度においては、現役世代を含め、さらに多くの方の意見を聞く場として医療懇談会の在り方の見直しが必要とのことです。全世代型社会保障構築会議の議論の中間整理には、世代間の対立に陥ることなく能力に応じてみんなが支え合うという基本的な考え方を全世代にわたって広く共有し、国民的な議論を進めながら対策を進めていくことが重要とあります。国が示す医療制度改革等に将来を展望し、広域連合として主体的に対応し、円滑に運営していくためには、医療懇談会のような多くの意見を聞く場は大変重要な場面であると、このように考えます。

最後に、山崎広域連合長のご意見を伺い、私の質問を終わらせていただきます。

○池田議長 山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 しの議員の的確なご質問、ありがとうございます。団塊世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年は間もなく着実にこれは到来してくるわけでありま

す。少子高齢化が高齢者、現役世代にさらなる影響を及ぼす、そういった社会を前提に物事を考え、制度の持続可能性を考えたとき、広域連合として高齢者の立場からだけでなく、現役世代や専門家のご意見や知見を踏まえた運営が今後は一層求められていくものと考えます。

最近の出生率あるいはそうした数字を見ますときに、人口減少社会に入っていく、今後、高齢者は逆に増える一方でありますから、そういう時代にどう対応していくかというのは我々が一番、この後期高齢者をお預かりしている立場上大変重要な、また、重い課題であります。そうしたことを考えた上、今後はますますそうした多くの方々の意見をお伺いする貴重な場である医療懇談会については、その組織体制あるいは会議体としての役割なども踏まえ、今後の在り方について検討をし、私どもの考えをお示ししたいと考えているところでございます。どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○池田議長 続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

20番、田中美穂議員。

○田中（美）議員 通告に基づき一般質問を行います。先ほどの議員と重なる質問もありますが、どうかご容赦ください。

1つ目、後期高齢者医療における窓口負担について伺います。先月10月からそれまで1割だった単身世帯で年収200万円以上、複数世帯では後期高齢者の年収合計320万円以上の方が2割負担となりました。1割負担から2割負担になる人数や割合について、試算では被保険者約158万人のうち23.2%の約36万7,000人と出されておりましたが、実際に始まってどうだったのか、東京都における対象者の人数と割合について伺います。

次に、今後の後期高齢者医療保険について伺います。厚労省の社会保障審議会医療保険部会において、今後の後期高齢者支援金の在り方や出産一時金の負担などについて議論が行われております。見直しの内容はどういったものなのか、主なものについてお答えください。

○池田議長 それでは、答弁を求めます。

保険部長。

○佐藤保険部長 田中議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、本広域連合の被保険者のうち窓口負担割合が2割負担となった方につきましては、令和4年10月1日現在で37万5,620人、本広域連合の被保険者に占める割合は22.8%となります。

次に2点目でございますが、社会保障審議会医療保険部会では国からの提案を受けまして、後期高齢者医療制度を将来にわたって持続可能なものとするために後期高齢者負担率の見直しや後期高齢者の保険料負担の在り方の見直しなどが議論されております。また、出産育児一時金につきましては、

子育てを社会全体で支援するという観点から費用の一部を後期高齢者医療制度が負担する仕組みを導入することが検討されております。引き続き議論の推移を注視してまいりたいと思います。

○池田議長 田中議員。

○田中（美）議員 ご答弁いただきましたので、再質問を行います。

まず、窓口2割負担についてです。人数をお答えいただきました。まず、1割負担から2割負担になったことについて被保険者の受診状況や家計への影響について、始まって2か月ですけれども、どのように認識をしているのか伺います。今年は年金の引下げに加えて急激な物価高騰が年金生活者に大きな影響を与えています。光熱費の値上がりで夏場のエアコンの利用を控えたという高齢者の方、高齢者の多い団地の近くの八百屋さんは買い物に来るお客さんが節約できるのは食事だと言っていると教えていただきました。先月、10月に入って地域でお話を伺ったときには、自分も2割負担になったという方に結構出会いました。年金は減ったのに出るものばかりが増えて貯金を切り崩していますとおっしゃっておいりました。月々の年金でやっていけなくなるという生活はどんなに不安なことかと思えます。後期高齢者医療広域連合にはどんな声が届いているでしょうか、お答えください。

次に、厚労省で議論されている内容についてご答弁いただきました。後期高齢者の報道などでもありますが、負担増が示されています。内容として保険料の上限の引上げの他に中間層の所得割部分の引上げなど、被保険者の約4割にも影響が及ぶという内容だと聞いています。保険部会では、委員から負担が急に増え過ぎるのではないかという懸念の意見が相次いだと報道ではありました。年金生活の高齢者にさらに負担を増やしてしまうことへの影響についてどのように認識をしておられるでしょうか。

○池田議長 保険部長。

○佐藤保険部長 ご質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますけれども、窓口負担割合の2割創設につきましては、本年の10月から実施しているものでございます。そのため、同月の診療報酬の請求は12月以降となるため、現時点では受診状況については把握できてございません。また、2割負担につきましては、被保険者の方からその理由についてご質問が多数寄せられておりましたが、丁寧なご説明に努め、ご理解をいただいているものと考えております。

次に2点目でございますが、後期高齢者医療制度を将来にわたって持続可能なものとするために、後期高齢者の負担増を含め現役世代との世代間、また、後期高齢者の中での世代内間での負担の在り方など様々な議論が行われているものと認識しております。引き続きこの議論の推移を注視してまいります。

○池田議長 田中議員。

○田中（美）議員 ご答弁いただきましたので、最後の質問を行います。

2割負担の影響の件については、具体的な負担額が分かるのは12月以降ということでしたが、受診抑制につながったり必要な医療を受けられないという状況は決して起こってはいけないと考えます。丁寧に影響を見ていただきたいという点については再度強調いたします。

先ほど紹介をいたしました、被保険者の高齢者の方が年金の引下げ、物価高騰の影響を受けている中、2割負担ではなく1割負担に戻すことが必要だと考えますが、見解を伺います。また、2割負担導入に伴う長期にわたる外来受診患者に対する急激な負担増を抑制するための配慮措置については、施行後3年間と期間限定のものとなっています。3年たって被保険者の収入が増えるわけではなく、先ほどからご答弁いただいているように保険料の負担増も計画がされています。少なくとも3年後も継続が必要と考えます。後期高齢者医療広域連合として今回の2割負担の影響の実態を丁寧に把握し、被保険者の状況を国に伝える役目は必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、ご答弁で高齢者の方の負担増というところもありました。出産一時金の増額のための費用の一部を後期高齢者医療制度も担う、導入するという方向が出されているとお答えもありました。特に首都圏、東京では出産一時金が高いことが指摘されており、この一時金の増額は待ち望まれているもので歓迎しております。しかし、新たに後期高齢者にその負担を求めることは、新しい命を喜ぶ高齢者の気持ちに乗じて負担を増やすことであり、負担増にノーと言いきく状況にしてしまうことを懸念します。一時金の増額が政府の政策的提案であるならば、後期高齢も含め各医療保険に新たな負担を課すことではなく、国として財政的支出をすべきと私は考えます。その見解を伺うとともに、広域連合としては後期高齢者の負担増ではない、そういった在り方を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○池田議長 保険部長。

○佐藤保険部長 ご質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますけれども、国は後期高齢者医療制度を将来にわたって持続可能なものとするために、窓口負担割合の見直しや配慮措置など必要な対応をこれまで行ってきたものと認識しております。現在においても持続可能な制度とすることを基本として、あらゆる方面から様々な検討が続けられているものと考えております。本広域連合といたしましては、引き続きこの国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に2点目でございますが、後期高齢者は現役世代の保険制度とは独立した医療制度となっているため、現在、出産育児一時金の費用を負担してはございません。しかしながら、子育てを社会全体で支援するというこの観点から、後期高齢者医療制度においても一定の負担の仕組みを導入することについて議論が進められているものと認識しております。本広域連合といたしましては、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田議長 以上をもちまして一般質問を終了いたします。

次に、日程第3、認定第1号、令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第4、認定第2号、令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○原田会計管理者 それでは、認定第1号、令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び認定第2号、令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、お配りしてございます決算書の1ページをお開きください。令和3年度歳入歳出決算の総括でございます。

一般会計の歳入決算額は62億8,248万5,112円、歳出決算額は62億633万3,389円、差引残額が7,615万1,723円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は1兆4,780億9,087万8,455円、歳出決算額は1兆4,400億6,575万4,313円、差引残額は380億2,512万4,142円でございます。合計金額ですが、歳入決算額は1兆4,843億7,336万3,567円、歳出決算額は1兆4,462億7,208万7,702円、差引残額381億127万5,865円です。

続きまして、一般会計の歳入歳出決算でございます。

初めに、4ページ、5ページをお開きください。

一般会計の歳入です。4ページの左の款ごとに、5ページの上の欄左から2番目の収入済額につきましてご説明申し上げます。

第1款の分担金及び負担金は、市区町村からの事務費負担金で42億7,112万8,000円です。

第2款の財産収入は、財政調整基金の運用収入で4万7,923円です。

第3款の繰越金は1億300万8,242円です。

第4款の諸収入は3万5,761円です。その内訳ですが、第1項の預金利子は2,994円、第2項の雑入が3万2,767円です。

第5款の繰入金は19億819万4,186円です。その内訳ですが、第1項の基金繰入金は、財政調整基金からの繰入れで5億2,224万8,000円です。第2項の他会計繰入金は、特別会計からの繰入れで13億8,594万6,186円です。

第6款の寄附金は7万1,000円です。

以上のことから、一般会計の歳入合計は62億8,248万5,112円となります。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。一般会計の歳出です。

6ページの左の款ごとに、7ページの上の欄一番左の支出済額につきましてご説明申し上げます。

第1款の議会費は217万460円です。

第2款の総務費は4億8,218万1,578円です。その内訳ですが、第1項の総務管理費は4億8,128万9,778円、第2項の選挙費は6万3,000円、第3項の監査委員費は82万8,800円です。

第3款の民生費は42億8,297万9,000円です。

第4款の公債費につきましては、支出はございませんでした。

第5款の諸支出金は14億3,900万2,351円です。

第6款の予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上によりまして、一般会計の歳出合計は62億633万3,389円となります。

一般会計の歳入歳出差引残額は、欄外に記載のとおり7,615万1,723円でございます。

続きまして、特別会計の歳入歳出決算でございます。

8ページ、9ページをお開きください。こちらは特別会計の歳入です。

8ページの左の款ごとに、9ページの上の欄左から2番目の収入済額につきましてご説明申し上げます。

第1款の区市町村支出金は、市区町村が徴収いたしました保険料等の納付額で2,883億6,591万1,012円です。

第2款の国庫支出金は3,893億8,029万270円です。その内訳ですが、第1項の国庫負担金は、療養給付費負担金等で3,259億6,135万6,526円、第2項の国庫補助金は、財政調整交付金等で634億1,893万3,744円です。

第3款の都支出金は1,113億1,105万1,605円です。その内訳ですが、第1項の都負担金は1,097億6,836万3,605円、第2項の都補助金は15億4,268万8,000円です。

第4款の支払基金交付金は5,974億6,095万1,013円です。

第5款の特別高額医療費共同事業交付金は9億1,593万5,009円です。

第6款の財産収入は、特別会計調整基金の運用収入で45万1,041円です。

第7款の繰入金は178億6,693万1,000円です。その内訳ですが、第1項の他会計繰入金は42億8,297万9,000円、第2項の基金繰入金は135億8,395万2,000円です。

第8款の繰越金は701億9,114万4,456円です。

第9款の諸収入は25億9,821万3,049円です。その内訳ですが、第1項の延滞金、過料及び加算金が2,605万1,418円、第2項の預金利子が302万4,899円、第3項の雑入が25億6,913万6,732円です。

以上によりまして、特別会計の歳入合計は1兆4,780億9,087万8,455円となります。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。特別会計の歳出でございます。

10ページの左の款ごとに、11ページの上の欄一番左の支出済額につきましてご説明申し上げます。

第1款の総務費は41億1,569万5,848円です。その内訳ですが、第1項の総務管理費は40億9,836万5,578円、第2項の徴収費は1,733万270円です。

第2款の保険給付費は1兆3,706億1,906万4,012円です。

第3款の特別高額医療費共同事業拠出金は7億6,419万1,316円です。

第4款の保健事業費は53億2,591万8,877円です。

第5款の基金積立金は239億398万6,291円です。

第6款の公債費につきましては、支出はございませんでした。

第7款の諸支出金は353億3,689万7,969円です。その内訳ですが、第1項の償還金及び還付加算金は、国庫支出金等の精算に伴う返還金等で339億5,095万1,783円、第2項の繰出金は、一般会計繰出金で13億8,594万6,186円です。

第8款の予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上によりまして、特別会計の歳出合計は1兆4,400億6,575万4,313円となります。

特別会計の歳入歳出差引残額は、欄外に記載のとおり380億2,512万4,142円でございます。

続きまして、42ページをお開きください。こちらは一般会計の実質収支に関する調書でございます。決算の実質収支額は、4の翌年度への繰り越すべき財源がございませんでしたので、5にお示しのとおり、一般会計の歳入歳出差引残額がそのまま実質収支額となっております。

次に、43ページをお開きください。こちらは特別会計の実質収支に関する調書でございます。

決算の実質収支額は、4の翌年度へ繰り越すべき財源がございませんでしたので、5にお示しのとおり、特別会計の歳入歳出差引残額がそのまま実質収支額となっております。

46ページ、47ページをお開きください。財産に関する調書でございます。

1ページおめくりいただき、48ページをお開きください。

4の基金でございますが、こちらにつきましては、一括してご説明申し上げます。右端の決算年度末現在高をご覧ください。

1つ目の東京都後期高齢者医療広域連合財政調整基金は、41億3,876万6,816円です。

2つ目の東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計調整基金は、281億4,138万6,774円です。

合計現在高は322億8,015万3,590円です。

以上、何とぞご認定賜りますようお願い申し上げます。

○池田議長 これより質疑を行います。

認定第2号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。

20番、田中美穂議員。

○田中（美）議員 通告に基づきまして、認定第2号に対する質疑を行います。

令和3年度からの保険料の変更について質疑を行います。分かりやすいものとして令和3年度主要施策の成果の説明書から伺います。その説明書の8ページ、(4)保険料の軽減対策において令和2年度と比べて軽減内容や対象人数、金額の違い、また、その理由について伺います。

○池田議長 保険課長。

○中澤保険課長 それでは、田中議員のご質問にお答えいたします。

保険料の軽減対策につきましては、総所得金額等の合計額が一定額以下の世帯の被保険者に対して均等割額を総所得金額等別に軽減しているところでございます。これまで段階的に軽減率を本則とするよう見直してまいりましたが、令和3年度から本則である7割軽減としたところでございます。このことによりまして、7割軽減となった方が令和2年度と比較し約31万人増加したこと、また、軽減額が約2億4,000万円となったところでございます。

○池田議長 田中議員。

○田中(美)議員 令和2年度との違いをお答えいただきました。答弁をいただきましたので、再質疑を行います。

通告しておりました人数、実績について答弁がありましたので、均等割、7.75割軽減から7割軽減になった被保険者の人数、影響額の実績については承知をいたしました。7.75割軽減特例がなくなり7割軽減となった方が31万人ということでした。令和3年第1回定例会では、7.75割軽減から7割軽減になる方はその時点で約29万人と算出しているという答弁がありました。影響を受けた方が多くいらっしゃるということが分かりました。

先ほど答弁にもありましたが、均等割の7割軽減については特例軽減の見直しが行われて、これまでも保険料の負担が増えてきているという経緯があります。軽減特例廃止に伴う負担増について、被保険者からはどのような声が届いているのでしょうか。

○池田議長 保険課長。

○中澤保険課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

軽減特例廃止に伴う負担増につきましては、被保険者の方々からは特にご意見等はございませんでした。しかしながら、このようなご意見があった場合には、引き続き丁寧なご説明に努めてまいりたいと考えてございます。

○池田議長 以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

認定第2号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

20番、田中美穂議員。

○田中(美)議員 令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対して、反対の立場で討論を行います。

質疑でも確認をいたしました。令和3年度、2021年度において均等割の7.75割軽減特例が廃止をされ、被保険者31万人の保険料が負担増となったということを確認いたしました。そのため反対をいたします。

○池田議長 以上をもって討論を終結いたします。

これより、1件ずつ採決に入ります。

お諮りいたします。

認定第1号につきまして、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者多数であります。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号につきまして、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者多数であります。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第9号、令和4年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）及び日程第6、議案第10号、令和4年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井副広域連合長。

○大井副広域連合長 ただいま一括議題となりました議案第9号、令和4年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）及び議案第10号、令和4年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

議案集の5ページをお願いいたします。

まず、議案第9号、令和4年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10億8,471万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額をそれぞれ73億5,229万8,000円とするものであります。

以下、内容についてご説明をいたします。

まず、歳入であります。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、決算の確定に伴い市区町村からの事務費負担金を2,000万円減額するものであります。

第3款繰越金、第1項繰越金の補正後の額7,615万1,000円は前年度決算剰余金であります。

次に、第5款繰入金、第1項基金繰入金は2,455万4,000円の増額であります。第2項他会計繰入金は、決算確定に伴い特別会計から事務費負担金残額10億1,401万円を繰り入れるものであります。

続いて、歳出であります。

第2款総務費、第1項総務管理費は、広報紙発行事務に係る不足経費1,678万8,000円を増額するものであります。これは広報紙「東京いきいき通信」7月号において表記誤りがあったことにより、刷り直し対応を行ったことによるもの及び印刷用紙の高騰に伴う委託料の増加であります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費776万6,000円は、特別会計の電算処理システム機器更改の経費に要するものであります。

次に、第5款諸支出金、第1項基金費は、決算確定に伴い一般会計剰余金と特別会計からの繰入金を合わせた10億6,016万1,000円を財政調整基金に積み立てるものであります。

議案集の9ページをお願いいたします。

次に、議案第10号についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ334億6,812万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額をそれぞれ1兆5,225億8,139万4,000円とするものであります。

以下、内容についてご説明をいたします。

まず、歳入であります。

第1款区市町村支出金、第1項区市町村負担金は、決算確定に伴い区市町村負担金を3億195万1,000円減額するものであります。

第2款国庫支出金、第2項国庫補助金は、特別調整交付金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金として8億7,500万1,000円を増額するものであります。

第4款支払基金交付金は、決算確定に伴い56億7,330万1,000円減額をするものであります。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金は、電算処理システム機器更改の追加経費等に充てるため776万6,000円を増額するものであります。

第8款繰越金の補正後の額380億2,512万4,000円は、前年度の決算剰余金であります。

第9款諸収入、第3項雑入は、決算確定による東京都からの追加納付金等として5億3,648万3,000円を増額するものであります。

続いて、歳出であります。

第1款総務費、第1項総務管理費8億8,276万7,000円は、区市町村支援事業補助金の他、個人番号カード取得促進事業等に係る費用を計上するものであります。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は、決算確定により葬祭費の追加交付額として4,485万円を計上するものであります。

次に、第5款基金積立金は、令和3年度の繰越金のうち保険給付財源の残額等133億3,397万2,000

円を計上するものであります。

第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、決算確定に伴い市区町村及び国等への返還金181億9,252万3,000円を計上するものであります。第2項繰出金は、決算確定に伴い事務費負担金残額10億1,401万円を一般会計に繰り出すものであります。

以上、甚だ簡単であります、説明といたします。何とぞご決定賜りますようお願いをいたします。  
○池田議長 議案第9号及び議案第10号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより1件ずつ採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第9号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第10号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第11号から日程第15、議案第19号までの9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井副広域連合長。

○大井副広域連合長 ただいま一括議題となりました議案第11号から第19号までの9件について、一括してご説明をいたします。

今回の条例改正等は、定年引上げに係るものと育休制度の拡充に伴うものであります。

広域連合職員は62市区町村からの派遣職員で構成され、その勤務条件等については、設立時より特別区職員に準拠した運用となっております。今般、国家公務員の定年年齢引上げに伴い地方公務員法が改正され、特別区においても所要の改正が進められており、広域連合においても条例改正等を行うものであります。

議案集の13ページをお願いいたします。

まず、議案第11号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の高齢者部分休業に関する条例についてご説明いたします。

定年年齢の引上げに伴い、高齢期の多様な働き方の選択肢を広げることを目的に職員の高齢者部分休業制度を設けるため、新たに条例を制定いたします。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第12号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、職員の定年年齢を60歳から65歳に改め、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するものであります。併せて広域連合職員の再任用に関する条例を廃止いたします。

次に、29ページをお願いいたします。

議案第13号、東京都後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は、定年前再任用短時間勤務職員を報告の対象とする職員として定めるものであります。

次に、31ページをお願いいたします。

議案第14号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例は、懲戒処分のうち減給についての規定を整備するものであります。

次に、33ページをお願いいたします。

議案第15号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、新たに導入される定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間、週休日、年次有給休暇等について定めるものであります。

次に、35ページをお願いいたします。

議案第16号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、育児休業及び育児短時間勤務等をすることができない職員を定めるものであります。あわせて、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和及び非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和を行うものであります。

次に、41ページをお願いいたします。

議案第17号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、職員が60歳に達した日以降における最初の4月1日以後、職員の給料月額、職員の属する職務の級及び受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とするものであります。

次に、49ページをお願いいたします。

議案第18号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例は、退職後、引き続き職員となった場合における退職手当の支給の可否の取扱いについて明確にするための文言整理及び定年引上げの開始に伴う経過措置を定めるものであります。

次に、59ページをお願いいたします。

議案第19号、東京都後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、定年前再任用短時間勤務職員を本条例における非常勤職員に該当しない旨明記するものであります。

なお、各議案の附則におきまして、定年引上げに係る条例制定及び改正は原則令和5年4月1日から施行することとしております。また、議案第16号の育児休業の拡充に係る改正部分は、施行を公布

の日とし、令和4年10月1日に遡って適用することとしております。

以上、何とぞご決定賜りますようお願いをいたします。

○池田議長 議案第11号から議案第19号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第11号から議案第19号までの9件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○池田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第19号までの9件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第1、議案第20号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び追加日程第2、議案第21号、東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井副広域連合長。

○大井副広域連合長 ただいま一括議題となりました議案第20号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第21号、東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、一括してご説明をいたします。

黄色の付箋が貼られております令和4年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会に係る議案等の送付についての通知をご覧ください。

広域連合職員の給与は、特別区職員の給与体系に準拠することが設立時からの運用となっており、今般、特別区人事委員会からありました職員の給与改定に関する勧告に基づき、職員の給与改定を行うものであります。

以下、内容についてご説明をいたします。

まず、議案第20号の改正条例第1条において、特別給の年間の支給月数を0.1月引き上げ、勤勉手当に割り振るものであります。併せて、職員の初任給についても引き上げ、Ⅰ類で4,500円、Ⅲ類で5,000円の改定を予定しております。このことに伴い、若年層の職員にも一定の改善が及ぶよう給料表の改定を行うものであります。

改正条例第2条においては、3月期末手当を廃止し、6月・12月期が均等になるよう配分を令和5年度から変更するものであります。

なお、附則におきまして、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施

行とし、給料表は令和4年4月1日から適用することとしております。

次に、議案第21号は、会計年度任用職員について、職員と同様に令和5年度以降の3月期末手当を廃止し、支給月数を6月期及び12月期に均等配分するため改正するものであります。

附則におきまして、令和5年4月1日から施行としております。

以上、甚だ簡単であります、説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願いいたします。

○池田議長 議案第20号及び議案第21号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより1件ずつ採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第20号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者全員であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これもちまして、令和4年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後3時02分 閉会

議 長 池 田 ともり

署 名 議 員 山 本 香代子

署 名 議 員 清 水 あづさ

令和4年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会における議決結果等一覧

1 広域連合長提出議案

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
認定第1号	令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	11月28日	認定
認定第2号	令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	11月28日	認定
議案第9号	令和4年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	11月28日	原案可決
議案第10号	令和4年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	11月28日	原案可決
議案第11号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の高齢者部分休業に関する条例	11月28日	原案可決
議案第12号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	11月28日	原案可決
議案第13号	東京都後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	11月28日	原案可決
議案第14号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例	11月28日	原案可決
議案第15号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	11月28日	原案可決
議案第16号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	11月28日	原案可決
議案第17号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11月28日	原案可決
議案第18号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	11月28日	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 19 号	東京都後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	11 月 28 日	原案可決
議案第 20 号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11 月 28 日	原案可決
議案第 21 号	東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	11 月 28 日	原案可決

## 東京都後期高齢者医療広域連合議会 議席表

議席番号	所属議会	氏名
1	千代田区議会	池田 ともりの
2	中央区議会	木村 克一
3	港区議会	鵜飼 雅彦
4	文京区議会	田中 としかね
5	台東区議会	水島 道徳
6	墨田区議会	加藤 拓
7	江東区議会	山本 香代子
8	品川区議会	渡辺 裕一
9	目黒区議会	田島 けんじ
10	大田区議会	湯本 良太郎
11	渋谷区議会	斎藤 竜一
12	杉並区議会	大熊 昌巳
13	豊島区議会	島村 高彦
14	荒川区議会	志村 博司
15	練馬区議会	藤井 たかし
16	足立区議会	工藤 哲也
17	江戸川区議会	福本 光浩
18	昭島市議会	篠原 有加
19	調布市議会	内藤 美貴子
20	町田市議会	田中 美穂
21	小金井市議会	五十嵐 京子
22	小平市議会	吉本 ゆうすけ
23	日野市議会	鈴木 洋子
24	東村山市議会	清水 あづさ
25	国分寺市議会	佐野 久美子
26	国立市議会	高柳 貴美代
27	福生市議会	武藤 政義
28	狛江市議会	しの 浩司
29	東大和市議会	中村 庄一郎
30	檜原村議会	山寄 源重
31	大島町議会	坂上 長一